

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
17	R7. 9. 28	R7. 11. 27	・ 令和6年度年次報告書 ・ 令和7年度実施協定 ・ 令和5年度クォーターリーミーティング議事録 ・ 令和6年度クォーターリーミーティング議事録 (第2四半期) ・ 令和6年度クォーターリーミーティング議事録 (第3四半期) ・ 令和6年度クォーターリーミーティング議事録 (第4四半期) ・ 令和7年度クォーターリーミーティング議事録 (第1四半期) ・ 令和6年度年次総会議事録 ・ 令和7年度年次総会議事録	133		1						1	1	1		1				・ 公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため。(東京都情報公開条例第7条第6号) ・ 公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。(東京都情報公開条例第7条第3号) ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第4号) ・ 公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第6号) ・ 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(東京都情報公開条例第7条第3号) ・ 公にすると、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第6号) ・ 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため(東京都情報公開条例第7条第2号)	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
18	R7. 11. 18	R7. 11. 27	令和7年3月27日付けの中学校等別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況ー 調査対象622校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	10	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
19	R7. 11. 21	R7. 11. 27	都立美原高等学校(7)空調設備改修工事 代価表・共通費計算書・見積比較表	55	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
20	R7. 10. 9	R7. 11. 28	・ 仕様書(人事業務改善に係るコンサルティング業務委託) ・ 仕様書別紙1「委託内容」 ・ 仕様書別紙1別添「各担当別人数表」 ・ 仕様書別紙2「個人情報の保護に関する特記事項」 ・ 「東京都社会的責任調達指針」に係る特記仕様書及び誓約書	20	1															教育庁人事部勤労課	
21	R7. 10. 9	R7. 11. 28	仕様書付属資料「技術提案書」	48		1						1	1							・ 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。(東京都情報公開条例第7条第2号) ・ 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(東京都情報公開条例第7条第3号)	教育庁人事部勤労課

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
73	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	4		1						1							公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立足立西高等学校
74	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	9		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立青井高等学校
75	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	6		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立足立新田高等学校
76	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	1	1															都立蔵前工科高等学校
77	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	8		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立蔵前工科高等学校
78	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	28		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立足立工科高等学校
79	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	1		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立墨田川高等学校

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
89	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	11		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立墨田工科高等学校
90	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	12		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立葛西工科高等学校
91	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	46		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立日野台高等学校
92	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	10		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立町田高等学校
93	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	20		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立小川高等学校
94	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	6		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立昭和高等学校
95	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	4		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立拝島高等学校

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
96	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	26	1															都立東大和高等学校
97	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	50		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立東大和高等学校
98	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	3		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立武蔵村山高等学校
99	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	1	1															都立羽村高等学校
100	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	5		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立羽村高等学校
101	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	1		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立瑞穂農芸高等学校
102	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	12		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立武蔵野北高等学校
103	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	12		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立小金井北高等学校

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
104	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	5		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立田無高等学校
105	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	2	1															都立田無工科高等学校
106	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	14		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立田無工科高等学校
107	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	8		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立多摩科学技術高等学校
108	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	30		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立狛江高等学校
109	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	2	1															都立若葉総合高等学校
110	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	8		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立若葉総合高等学校

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
120	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	20		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立小石川中等教育学校
121	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	4		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立立川国際中等教育学校
122	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	10	1															都立南多摩中等教育学校
123	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	47		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立南多摩中等教育学校
124	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	16	1															都立葛飾ろう学校
125	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	6	1															都立中央ろう学校
126	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	1		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立中央ろう学校
127	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立花畑学園

令和 7 年度 公文書開示（11月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
137	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立田無特別支援学校
138	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	6		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立田園調布特別支援学校
139	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立武蔵台学園
140	R7. 3. 5	R7. 11. 28	入学に関する手続において配布された〇〇に関する資料（令和3年度から令和6年度まで）					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため。	教育庁総務部総務課